

ASAHI NEWS

令和6年10月10日
第175号

朝日税理士法人 城南支社
TEL: 03-3700-3331
FAX: 03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 10月の主な予定 ■■■

税務・会計

10月31日：個人住民税（普通徴収分、第3期分）の納期限：市町村の条例で定める日

経営・経済

10月08日：米・貿易収支発表(米:商務省)

10月18日：全国消費者物価指数発表(総務省)

10月21日：国際通貨基金(IMF)・世界銀行の年次総会(ワシントン、26日まで)

10月23日：G20財務省・中央銀行総裁会議(ワシントン、24日まで)

10月29日：有効求人倍率発表(厚労省)

10月30日：米・第3四半期GDP速報値発表(米:商務省)

10月30日：日銀金融政策決定会合(31日まで)

10月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



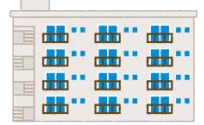
「社宅家賃と給与課税」

従業員に対して社宅や寮を貸与することは、会社の福利厚生制度の充実を図ることになり、住宅手当に比べて個人の税負担を抑制できます。また役員に対する貸与は、会社の経費の増加などのメリットがあります。

しかし、判断を誤ると給与として課税対象となるリスクがあります。

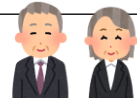
今号では、社宅家賃について注意すべきポイントについて取り上げます。

【ポイント】1か月当たり**一定額の家賃**の自己負担があれば、**給与課税されません**。



役員の場合

一定額の家賃(賃貸料相当額)は、貸与する社宅等の床面積により区分されます。



ア) 小規模な住宅(※1)		次の①から③の合計額 ① その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2% ② 12円×(その建物の総床面積/3.3㎡) ③ その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%
イ) 小規模以外	A) 自社所有	次の①と②の合計額の1/12 ① その年度の建物の固定資産税の課税標準の12%(※2) ② その年度の敷地の固定資産税の課税標準額の6%
	B) 借上社宅	会社が家主に支払う家賃の50%の金額と、Aの金額のいずれか多い金額
	C) 豪華社宅(※3)	会社が家主に支払う家賃(通常支払うべき使用料)

(※1) 小規模な住宅とは、建物床面積が132㎡以下(法定耐用年数が30年超の建物は99㎡以下)の住宅です。なお判定には、共用部分の床面積を按分し加算します。

(※2) 建物の法定耐用年数が30年超の場合は10%を乗じます。

(※3) 豪華社宅は、床面積が240㎡を超える場合に、支払賃貸料などの各種要素により判定されます。床面積が満たなくても、プールや役員個人の嗜好を反映した設備がある場合などでも該当することがあります。



ア、イAの場合の賃貸料相当額は通常支払家賃の50%より低いことが多く、算出することにより自己負担分を抑え、会社の経費を増やすという節税効果が見込めます。

従業員の場合

一定額の家賃は、賃貸料相当額(上記アにより計算された金額)の**50%以上**となります。



【計算例】

①資産	② 所在・番地	③負担水準又は家屋番号		④軽減相当税額(円)上2桁は減額事由	
⑤ 現況地目等又は種類・構造	⑥ 課税地積床面積(㎡)	⑧ 前年度固定資産税(比準)課税標準額(円)	⑩ 固定資産税本則課税標準額(円)	⑫ 固定資産税課税標準額(円)	⑭ 固定資産税相当額(円)
② 価格(円)		⑨ 前年度都市計画税(比準)課税標準額(円)	⑪ 都市計画税本則課税標準額(円)	⑬ 都市計画税課税標準額(円)	⑮ 都市計画税相当額(円)
土地		小100%			
宅地(小規模)	215.76	5,505,547	5,370,590	5,370,590	7,518
	32,223,540	11,011,095	10,741,180	10,741,180	3,223
家屋			569-6		
共同住宅 木造	132.48			6,940,592	9,716
	6,940,592			6,940,592	2,082

① 建物の課税標準額 6,940,592 円 × 0.2% … 13,881円

② 12円 × (132.48㎡ / 3.3㎡) … 481円

③ 土地の課税標準額 5,370,590円 × 0.22% … 11,815円

合計額(①+②+③) 26,177円 × **50%** …… **13,088円以上** が一定額の家賃となります。

給与課税の範囲

	役員	従業員
無償	賃貸料相当額が給与	賃貸料相当額が給与
低額家賃	賃貸料相当額と自己負担分との差額が給与課税	賃貸料相当額の50%以下の自己負担の場合、差額が給与課税
住宅手当・入居者直接契約	社宅とは認められないため給与課税	社宅とは認められないため給与課税

退職制度で税務メリットをとりつつ、従業員の退職金準備を

中小企業においても、従業員の福利厚生、雇用の安定の観点から、退職金制度は重要です。

中小企業で広く導入されている制度として、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、小規模企業共済制度などが挙げられます。今回は、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度について、来月は小規模企業共済制度について説明させていただきます。

制度の概要

【中小企業退職金共済制度(略称:中退共)】

中退共制度は、「中小企業退職金共済法」という法律によって定められた制度になります。制度運営は、同法に基づき設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下、機構)中小企業退職金共済事業本部(以下、中退共本部)が当たっています。

事業主が雇用する従業員を対象に、機構・中退共本部と「退職金共済契約」を結び、毎月の掛金を納付します。従業員が退職した際は、退職した従業員の請求に基づき、機構・中退共本部から退職金が直接支払われます。

【特定退職金共済制度(略称:特退共)】

特退共制度は、地域の商工会等が国の承認のもとに特定退職金共済団体を設立して行っているものです。

商工会議所(商工会)の地区内の事業主が、商工会議所(商工会)と退職金共済契約を結び、毎月掛金を納付します。従業員が退職した際は、加入事業主の請求に基づき、加入事業主にかわって商工会議所(商工会)が加入従業員に直接退職金を支払う仕組みです。

掛金と税務上の取扱い(両制度共通)

いずれの制度でも、掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として処理できます。

加入条件と掛金月額

【中小企業退職金共済制度】

加入できる企業は、業種によって異なります。常用従業員数または資本金・出資金のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

掛金月額は、5,000円～30,000円で従業員ごとに設定できます。

業種	一般業種 (製造・建設等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下
資本金・出資金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下

【特定退職金共済制度】

商工会議所(商工会)の地区内に事業所を有する事業主であれば、退職金共済契約を締結することができます。中小企業退職金共済と異なり、加入する事業所の業種や規模(常用従業員数または資本金・出資金等)による加入の制限は設けられていません。

掛金月額は、従業員1人につき1口1,000円、最高30口30,000円まで加入できます。

その他の留意点

- いずれの制度でも、加入する場合、原則として全従業員が対象となります。また原則、役員は加入できません。
- 中退共と特退共との重複加入が認められます。また、中退共を利用していた事業所が中小企業の範囲を超えた場合、一定の要件を満たしていれば特退共への移行が可能です。
- 退職制度を導入する際は、併せて「退職金規程」を作成し、制度を整えることが重要です。